

TOPICS

2023年10月以降の「経営改善」「経営者保証」支援策について

2023年8月30日(水)、経済産業省が「挑戦する中小企業応援パッケージ」を公表しました。このパッケージは経済産業省が金融庁・財務省と連携し、中小企業の持続的成長を支援するために策定されたものです。主な支援策は「将来の挑戦に向けたコロナ資金繰り支援」と「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援の強化」の2点。前回の「経営サポート情報」では、2023年10月以降の「コロナ融資」の取り扱いについて解説しましたが、今回は「経営改善」「経営者保証」支援策について解説いたします。

1. 「経営改善フェーズ」における支援策は3点

(1) 信用保証協会による経営改善支援の強化

「民間金融機関等との連携による支援を強化するため、協会向けの監督指針を改正」とありますが、2023年10月現在、具体的な改正点はまだ公表されていません。

(2) 民間金融機関による経営改善支援の促進

リスクを依頼する際、事業者は金融機関に「経営改善計画書」を提出する必要があります。この「経営改善計画書」作成するにあたって、利用できる補助金が2つあります。

①「早期経営改善計画策定支援事業」における補助金

簡単な「経営改善計画」を策定する際の「計画策定支援費用」として、補助率2/3で上限15万円補助してもらえます。

②「経営改善計画策定支援事業」における補助金

比較的規模の大きい事業者が本格的なリスクを行う際に必要な「経営改善計画」を策定する際の「デューデリジェンスや計画策定支援費用」として、補助率2/3で上限200万円補助してもらえます。

2. 経営者保証改革の促進

(1) 「保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度において、時限的な保証料負担軽減策

2023年現在は「経営者保証ガイドラインの3要件」を満たしている事業者しか経営者保証免除の対象になりませんが、2024年からは「経営者保証ガイドラインの3要件を満たしていない事業者でも、保証料を上乘せすることで経営者保証を免除できる」ということになります。

(2) 金融機関が経営者保証を徴求する手続に対する監督強化など「経営者保証改革プログラム」の実行、事業成長担保権の創設

※これらの施策の中で中小企業・小規模事業者が利用しやすいのは、「早期経営改善計画策定支援事業」における補助金です。経営改善のための事業計画を策定しないと、今後は融資を受けづらくなります。この補助金を利用することで、これからハードルが上がる融資をスムーズに引き出せるようになるでしょう。



『非常勤経理部長』『必要な支援』を『必要なとき』に『必要な分』だけ！

株式会社CMパートナー

〒242-0021 神奈川県大和市中中央四丁目14番26号

担当: 代表取締役 坂口 猛

お問合せ先: info@cm-partner.jp もしくはこちらまで ⇒



『経験や勤に頼りすぎた』経営から『経営数値の裏付けをプラスした経営』へと進化する！

【認定経営革新等支援機関】認定支援機関ID: 107314002012 認定有効期限日: 2027年4月21日